

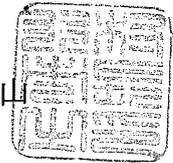
## 一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県愛甲郡愛川町角田 3 6 6 7 番地  
氏 名 株式会社 アクト・エア  
代表取締役 富岡 康則  
〔法人にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称、代表者の氏名〕

羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第 49 条第 1 項の規定により、  
下記のとおり許可する。

令和 4 年 1 1 月 1 4 日

羽村市長 橋本 弘山



取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物 可燃ごみ (生ごみ・紙くず)
収集又は運搬の別	収集・運搬
運 搬 先	株式会社アクト・エア 総合リサイクルセンター
作 業 場 所	羽村市全域
許 可 番 号	許可一廃収第 6 5 号
許 可 の 有 効 期 限	令和 4 年 1 2 月 1 日 から 令和 6 年 1 1 月 3 0 日 まで

- この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に、羽村市長に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に、羽村市を被告として (訴訟において羽村市を代表する者は羽村市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。

